

社会福祉法人御宿町社会福祉協議会理事等の 報酬・報償及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人御宿町社会福祉協議会の理事・監事及び、委員等の報酬並びに費用弁償の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 定款第25条に定める役員の報酬の額は、日額3,000円とする。

(報償)

第3条 委員等の報償の額は、次のとおりとする。

(1) 心配ごと相談員は、日額1,500円とする。

(費用弁償)

第4条 理事・監事及び評議員、委員等が会務のため旅行したときは、その旅行について 費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規程により支給する旅費については、職員に支給する旅費の例による。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この規定は、令和5年12月13日より施行する。